

○岡山県警察官の服制に関する規程

(平成7年3月1日警察訓令第6号)

**改正** 平成10年11月13日警察訓令第23号 平成11年3月31日警察訓令第12号  
平成12年3月21日警察訓令第14号 平成13年11月28日警察訓令第36号  
平成14年3月19日警察訓令第5号 平成14年9月17日警察訓令第23号  
平成14年9月20日警察訓令第24号 平成16年3月10日警察訓令第9号  
平成18年3月17日警察訓令第7号 平成19年2月7日警察訓令第5号  
平成19年3月9日警察訓令第11号 平成20年3月14日警察訓令第9号  
平成23年3月4日警察訓令第4号 平成24年3月23日警察訓令第7号  
平成27年3月5日警察訓令第2号 平成28年1月26日警察訓令第2号  
平成29年3月16日警察訓令第15号 令和3年3月11日警察訓令第5号  
令和3年3月24日警察訓令第7号 令和3年11月30日警察訓令第29号  
令和4年3月11日警察訓令第10号 令和5年6月20日警察訓令第27号  
令和5年12月26日警察訓令第70号 令和6年10月4日警察訓令第35号

岡山県警察官の服制に関する規程を次のように定める。

岡山県警察官の服制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)、警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)、警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成13年国家公安委員会規則第14号)その他別に定めがあるもののほか、岡山県警察官(以下「警察官」という。)の服制に関し必要な事項を定めるものとする。

(着用期間)

第2条 警察官の被服の着用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特殊の被服等で別に定めがある場合は、その定めによる。

品目	着用期間
冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、制服用ワイシャツ及びネクタイ	11月1日から翌年4月30日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	5月1日から10月31日まで

2 警察本部長は、気候その他の状況により前項の着用期間を変更することができる。

(制服等の着用基準)

第3条 警察官は、次のいずれかに該当する場合は、制服、制帽及び制服用ネクタイを着用するものとする。

- (1) 交通安全教育その他の各種講習に従事するとき。
- (2) 一般的な警衛、警護に従事するとき。

- (3) 受付及び窓口業務に従事するとき。
- (4) 儀式に出席するとき。
- (5) 点検、教練及び学校教養(拳銃訓練を除く。)に従事するとき。
- (6) 前各号に掲げる活動に準ずる活動に従事するとき。

2 警察官は、次のいずれかに該当する場合は、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 実技等を伴う交通安全教育その他の各種講習に従事するとき。
- (8) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (9) 交通安全施設の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (10) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (11) 災害警備実施に従事するとき。
- (12) 前各号に掲げる活動に準ずる活動に従事するとき。

3 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき(交番、駐在所、警備派出所及び署所在地(以下「交番等」という。))で公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。))は、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ(無地のものに限る。)を着用することができる。

(服装等の一部省略)

第4条 警察官は、室内で勤務するとき及び乗車用ヘルメット(以下「ヘルメット」という。))を着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、帯革又は手錠を着装又は携帯しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 辞令交付、儀式等に出席するとき。
- (3) 会議、教養、講習又は事務打合せに出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務者が留置施設において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、所属長が帯革又は手錠を着装又は携帯する必要がないと認めたとき。

- 3 警察官は、拳銃、警棒及び手錠を着装又は携帯しないときは、帯革本体から拳銃用調整具、拳銃入れ、拳銃つりひも、警棒つり及び手錠入れを取り外すものとする。
- 4 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、識別章を着装しないことができる。
  - (1) 名札を着用しているとき。
  - (2) 留置業務に従事するとき。
  - (3) 治安警備実施のための業務に従事するとき。
- 5 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

#### 第5条 削除

(私服の着用)

第6条 警察本部並びに警察署のうち警務課(犯罪被害者支援業務及び警察安全相談業務に限る。)、生活安全課、生活安全刑事課、刑事課(刑事第一課及び刑事第二課を含む。)及び警備課において勤務する警察官は、警察本部長が別に定める場合に限り、私服を着用して勤務することができる。

- 2 前項に規定する警察官以外の警察官は、業務の性質、傷病、妊娠その他の理由により、制服を着用して勤務することにより支障が生じる場合は、所属長の承認を得て私服を着用して勤務することができる。

(交通機動隊員等の特例)

第7条 交通機動隊員、高速道路交通警察隊員及び白バイ専務員(以下「交通機動隊員等」という。)の服制は、「交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制」(平成2年警察庁告示第1号)の定めるところによる。

- 2 交通乗車服、制服用ワイシャツ及びネクタイの着用期間は、次の表のとおりとする。ただし、警察本部長は、気候その他の状況によりこれを変更することができる。

品目	着用期間
冬服、防寒服、制服用ワイシャツ及びネクタイ	11月1日から翌年4月30日まで
夏服	5月1日から10月31日まで

- 3 交通取締用自動車(白バイを除く。)による警察活動に従事する交通機動隊員等は、高速道路(自動車専用道路を含む。)以外の場所においては、ヘルメットを着用しないことができる。この場合において、当該警察官は、白色のあごひも及び帽子覆いを付けた制帽又は白色のあごひもを付けた活動帽を着用することができる。
- 4 交通機動隊員等は、交通乗車服の夏服を着用するときは、ワイシャツ及びネクタイを着用しないものとする。

- 5 交通機動隊員等以外の警察官が交通指導取締り、交通事故捜査、車両検問等に従事するときは、ヘルメット、乗車靴、帯革、帽子覆い、あごひも、夜光チョッキ、交通腕章、警笛つりひも及び手袋を着用し、又は着装することができる。

(その他の特例)

第8条 警ら用無線自動車により勤務に従事する警察官は、当該車両に乗務員数と同数のヘルメットを搭載し、乗務員において危害防止その他危険が予想される場合にこれを着用するものとする。

- 2 警察官が、自動二輪車又は一般原動機付自転車により勤務に従事する場合は、ヘルメット(私服で勤務する場合にあつては、記章の付いていない私服用のもの)を着用しなければならない。災害現場、交通頻繁な道路その他危険が予想される場所で勤務する場合においても着用を努めなければならない。
- 3 警察官が音楽隊員として勤務するときの特殊の被服の服制は、制服の例による。ただし、帽子については白色の帽子覆いを常装するものとし、必要に応じてその他の特殊の被服を着用することができる。
- 4 航空隊員の服制は、別表のとおりとする。ただし、警察本部長は、気候その他の状況によりその着用期間を変更することができる。

(靴の着用)

第9条 靴は、通常黒色短靴を着用するものとする。ただし、次に掲げる場合には、半長靴又は長靴を着用することができる。

- (1) 災害等の発生に際し、作業に従事するとき。
- (2) 警備実施及び雑踏警備に従事するとき。
- (3) 訓練その他勤務の性質上必要と認め、所属長が指示したとき。

(交通巡視員への準用)

第10条 岡山県警察交通巡視員の服制については、交通巡視員の服制に関する規則(昭和45年国家公安委員会規則第7号)その他に別に定めがあるもののほか、性質に反しない範囲において警察官の例による。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

(関係訓令の廃止)

- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 警察官の服制及び服装に関する規程(昭和40年岡山県警察訓令第6号)
  - (2) 岡山県警察交通巡視員の服制および服装に関する規程(昭和45年岡山県警察訓令第23号)

附 則(平成 10 年 11 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日警察訓令第 14 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 13 年 11 月 28 日警察訓令第 36 号)

この訓令は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 14 年 9 月 17 日警察訓令第 23 号)抄  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 20 日警察訓令第 24 号)抄  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 19 年 2 月 7 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令〔中略〕は、当該各号に掲げる日〔平成 19 年 6 月 1 日〕から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 5 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 26 日警察訓令第 2 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(岡山県警察事務決裁規程の一部改正)
- 2 岡山県警察事務決裁規程(平成 11 年岡山県警察訓令第 7 号)の一部を別紙新旧対照表のように改正する。(略)

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 11 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
〔略〕

附 則(令和 3 年 11 月 30 日警察訓令第 29 号)

この訓令は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 11 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 20 日警察訓令第 27 号)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和5年12月26日警察訓令第70号)

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年10月4日警察訓令第35号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

航空隊員の特殊の被服

被服等の名称	被服の色、制式等	着用及び着装期間
航空記章	布製とし、航空服の左胸部に着装する。形状は、別図のとおりとする。	常時着装する。
航空帽	紺色の野球帽型とする。	11月1日から翌年4月30日までの間着用する。
航空帽(夏用)	航空帽と同様とする。	5月1日から10月31日までの間着用する。
航空服	紺色とする。上衣・ズボンのセパレート型又はつなぎ型とし、ファスナー開き式とする。	航空帽と同様とする。
航空服(夏用)	航空服と同様とする。	航空帽(夏用)と同様とする。
航空用防寒服	紺色とする。前打合せファスナー開きジャンパー式とする。	必要により着用することができる。
雨衣	規則に定めるものと同様とする。	必要により着用することができる。
航空靴	黒色で革製とする。原則として、編上げ式半長靴とし、ファスナー付きとする。	常時着用する。
航空手袋	白又は黒色革製とする。	搭乗時に着用する。
航空ヘルメット	白又は灰色合成樹脂製とする。安全帽型とし、前頭部につまみ金具により上下する風防を付ける。	必要により着用する。
防じん眼鏡		必要により着用する。
紫外線よけ眼鏡	サングラス式のものとする。	必要により着用する。

別図



備考 氏名は、ローマ字により表記する。